

看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・事務職員

## 紀南病院組合職員を募集します



紀南病院では、下記のとおり常勤正規職員（地方公務員）を募集します。

### 【職種および人員】

- ①看護師・・・5名
- ②薬剤師・言語聴覚士・・・各1名
- ③理学療法士・作業療法士・・・若干名
- ④事務職員（施設管理）・・・1名

【試験実施日】 9月24日（日）

【受付期間】 8月14日（月）～9月15日（金）

【受付場所】 紀南病院総務課

【採用予定】 平成30年4月1日

### 【受験資格】

- ・昭和47年4月2日以降に生まれた者
  - ・①～③は受験職種の有資格者、または採用日までに資格取得見込みの者
  - ・④のみ、ポイラー技士2級および危険物取扱者乙種4類以上の有資格者
  - ・地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと
- ▶詳しくは、紀南病院総務課（☎05979-2-1333）までお問い合わせください。

自分たちの手でとびっきりの成人式を創りませんか

## 成人式実行委員を募集します

町では、来年の成人式より、新成人とともに成人式を創り上げていく実行委員会による成人式を計画しています。

今年の成人式は、当日の司会を新成人の木下健さんに務めていただきましたが、来年は企画から運営まで、成人式実行委員として協力してくれる新成人の方を募集します。自分たちの手で、一生の思い出になる成人式を作り上げてみませんか。みなさんの応募をお待ちしています。

【対象者】 平成30年紀宝町成人式参加予定者（平成9年4月2日から平成10年4月1日生まれの方）

【申込】 8月10日（木）までに下記連絡先へ電話、メールなどで申し込んでください。希望者は8月16日（水）開催の成人式実行委員会に参加をお願いします。

▶詳しくは、教育委員会生涯学習室（☎32-0241または✉study@town.kiho.lg.jp）までお問い合わせください。

福祉医療費受給資格証（水色）の期限は8月31日まで

## 福祉医療費受給資格証の更新について

福祉医療費受給資格証（子ども・一人親家庭等・障がい者・65歳以上重度心身障がい者・65～69歳老人・寡婦）は、8月31日で期限が切れますが、引き続き受給資格のある方には8月下旬に新しい受給資格証（桃色）を送付しますので、三重県内の医療機関にかかるときは、必ず受給資格証を窓口で提示してください。

ただし、対象者・扶養義務者などの平成29年度（平成28年中）所得が確認できない方（平成29年1月2日以降に転入された方や所得の申告

のない方など）、その他資格要件の確認ができない方などは、受給資格証の交付ができません。8月中に別途通知させていただきますので、手続きをお願いします。

また、受給者の健康保険証が変更になった場合は、新しい保険証を持って福祉課まで届け出てください。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。



がんは早期発見すれば90%以上が治ります

## 胃・前立腺・大腸・乳・子宮頸がん検診を実施

【検診日】 8月29日（火）

【検診場所】 保健センター（神内）

【申込期間】 8月23日（水）まで

検診内容	受付時間	定員	料金
<b>◆ 胃がん</b> *前夜9時以降は何も食事をしないでください *多少の水、お茶は飲んでかまいません	午前7時30分～10時	40人	40歳～69歳…500円 40歳未満…1,400円
<b>◆ 前立腺がん</b> *採血による検査です	午前7時30分～10時	50人	40歳～69歳…500円 40歳未満も同額
<b>◆ 大腸がん</b> *申し込まれた方には問診票と容器を送付します *便秘薬を使用されても検診は可能です	午前7時30分～10時 午後1時30分～3時	なし	40歳～69歳…200円 40歳未満も同額
<b>◆ 乳がん（マンモグラフィ検査）</b> *マンモグラフィは40歳以上の方が適しています *バスタオルを持参してください	午後1時30分～3時	37人	40歳～69歳…1,500円
<b>◆ 子宮頸がん</b> *子宮入り口部分にできる「子宮頸がん」を採取器具で細胞をこすり取って調べます	午後1時30分～3時	50人	20歳～69歳…500円 20歳未満…1,000円

- ※ 町が行う各がん検診の受診回数は、1人あたり年1回とさせていただきます。（予約が必要です）
- ※ 胃に病気がある方や、過去に胃の手術を受けた方は、集団検診は控え医療機関でご相談ください。
- ※ 乳がん・子宮頸がん検診は、指定の医療機関でも受診することができます。ぜひご利用ください。
- ※ ペースメーカーなどの人工物が入っている方は乳がん（エコー）検査を受けてください。

70歳以上の方は  
全ての検診が無料

▶詳しくは、保健センター（☎32-3700）までお問い合わせください。

限度額適用認定証・高齢受給者証などの有効期限は7月31日まで

## 国民健康保険と後期高齢者医療制度のお知らせ

◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

町の国民健康保険、もしくは後期高齢者医療制度の対象の方で、世帯全員が住民税非課税である場合、自己負担額が減額される、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

また、国民健康保険の方で70歳未満の方は、課税世帯の方でも「限度額適用認定証」の交付が受けられます。

現在お持ちの方は、有効期限が7月31日（月）までですので、更新の手続きが必要です。申請される方は、保険証、印鑑、マイナンバーのわかるものをご持参のうえ、役場福祉課へお申し出ください。

なお、代理で申請する場合には、代理人の身分証明書（免許証、保険証など）が追加で必要となります。

◆「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの方へ

町が交付している「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの方に、8月1日から有効の新しい受給者証を7月末に送付します。

平成28年中の所得により、改めて負担割合を判定しています。所得内容によっては、医療費の負担割合が変更となる場合がありますので、ご確認ください。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。